

千葉県若葉区選挙管理委員会告示第3号

次の者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、千葉県若葉区選挙管理委員会委員長職務代理者に指定した。

令和2年4月27日

千葉県若葉区選挙管理委員会委員長 小川 孝男

千葉県若葉区選挙管理委員 秋元 稔